

◎遠別町スポーツ公園

遠別町スポーツ公園使用料

区 分	使 用 料 金		
	入場料の類を徴収する場合		入場料の類を徴収しない場合
遠別町野球場	1日	最高入場料の70人分	3,300円
	半日	最高入場料の50人分	2,200円
町民運動広場	1日	最高入場料の70人分	3,300円
	半日	最高入場料の50人分	2,200円
町民テニスコート	1面	1日	1,100円
		半日	550円
	2面	1日	2,200円
		半日	1,100円
	3面	1日	3,300円
		半日	1,650円
町民ゲートボールコート	無 料		
登録団体	スポーツ少年団		無 料
	スポーツ団体（1施設毎）		15,000円/年間/団体

備 考

- 1 半日は、正午をもって区分し、使用区分が各区分に満たない場合であっても、当該時間区分のとおり使用したものとみなす。
- 2 使用のための準備及び原状の回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 3 臨時に電力を使用する場合は、その実費を徴収する。

遠別町野球場夜間照明使用料

使用時間	使用料金
1時間以内の場合	1,200円
2時間以内の場合	2,400円
3時間以内の場合	3,600円
3時間を超える場合	1時間ごとに1,200円を加算

備 考 営利を目的とする場合は、使用料の倍額とする。

使用期間 【遠別町スポーツ公園条例施行規則 第2条】

期 間：5月1日から10月31日まで

時 間：午前6時から午後9時まで

使用許可の申請 【遠別町スポーツ公園条例施行規則 第3条】

使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ委員会と協議のうえ使用許可申請書(別記第1号様式)を委員会に提出しなければならない。

使用料の減免 【遠別町スポーツ公園条例施行規則 第6条2項】

使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- | | |
|---|------|
| (1) 国及び他の地方団体が主催、又は共催して使用する場合 | 免除 |
| (2) 町並びに所属機関が主催・共催して使用する場合 | 免除 |
| (3) 町内公立学校がその目的達成のため使用する場合 | 免除 |
| (4) 青少年の健全育成を目的として使用する場合 | 免除 |
| (5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に定める社会教育関係団体で、その団体が本来の目的達成のために使用する場合 | 8割免除 |
| (6) 町内社会教育関係登録団体が使用する場合 | 8割免除 |
| (7) 町内社会福祉団体及び町内会が使用する場合 | 8割免除 |
| (8) 町内経済機関・団体が使用する場合 | 5割免除 |
| (9) その他教育委員会が特に必要と認めた場合 | 審査結果 |

※入場者より料金をとって行事を行う場合、又は営利を目的として行う場合は、原則として料金の減免はしないものとする。